

申請年月日

年

月

日

猪名川町長 様

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助
補助金交付申請書

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱に基づき、補助金の交付を申請します。

1 申請者

フリガナ		年齢	生年月日（西暦）		
氏名		歳	年	月	日
住所	〒	配偶者の有・無	有・無	子の有・無	有・無
Email		電話番号			

2 世帯の構成員（申請者を除く）

フリガナ		申請者との続柄	年齢	生年月日（西暦）	
氏名			歳	年	月 日
フリガナ		申請者との続柄	年齢	生年月日（西暦）	
氏名			歳	年	月 日
フリガナ		申請者との続柄	年齢	生年月日（西暦）	
氏名			歳	年	月 日
フリガナ		申請者との続柄	年齢	生年月日（西暦）	
氏名			歳	年	月 日
フリガナ		申請者との続柄	年齢	生年月日（西暦）	
氏名			歳	年	月 日

3 建築をしようとする住宅の位置、構造及び規模等に関する事項

地名地番		階数	地上	階
敷地面積	m ²	床面積の合計	m ²	
工事請負契約日	年 月 日			

4 建築工事着工日、完了日、入居予定日

建築工事の着工（予定）年月日	年 月 日	建築工事の完了予定年月日	年 月 日
入居予定年月日	年 月 日		

5 長期優良住宅に関すること

長期優良住宅建築等計画 認定番号	第	号	長期優良住宅建築 等計画認定年月日	年	月	日
---------------------	---	---	----------------------	---	---	---

6 誓約事項

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱に基づき、補助金の交付を申請するにあたり、以下の事項を誓約します。

(1)	本件補助対象者の世帯に属する全ての構成員が、猪名川町における町税に未納がないこと。
(2)	世帯に属するすべての構成員が、猪名川町暴力団排除に関する条例（平成24年条例第7号）第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員及び同条第6号に規定する暴力団密接関係者等反社会的勢力に寄与するための利用でないと認められる者であること。
(3)	世帯に属するすべての構成員が、過去に兵庫県移住支援事業の補助を受けたことがないこと。
(4)	報告又は書類の提出について、兵庫県及び猪名川町から求められた場合には、それに応じます。
(5)	交付申請日の翌年度から起算して、10年を経過するまでの間に、当該補助金を受けて取得した住宅を、譲渡等処分する場合においては、町長にその旨申請を行います。
(6)	世帯に属するすべての構成員が、過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
(7)	以下の場合には、補助金の全部を返還します。 ①虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。 ②この要綱及び関係法令に違反したとき。 ③その他町長が必要と認めるとき。

7 個人情報の取扱いに関する同意

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱に基づき、補助金の交付を申請するにあたり、以下の取扱いに同意します。

(1)	猪名川町は、猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用するとともに、当該事業を協働して行う兵庫県に提供します。
(2)	猪名川町は、補助金の交付要件、返還要件に該当するかどうかを確認するため、世帯に属するすべての構成員の住民基本台帳及び税務資料等を閲覧します。

8 子育てにおける安全性への配慮（3項目以上、項目ごとに定められた基準の全てを満たす必要あり）

項目		基準
☐	室内扉	（玄関からリビングまでの主要な扉に限る。） 引き戸の場合は子どもの指をはさまないように、100mm程度の引き残しを確保する、又は自動でゆっくりと閉まる構造（ドアクローザー機能）のものとする。開き戸の場合はドアクローザー又はドアストッパーの機能付きのものとする。
☐	バルコニー	（バルコニーがない場合は、当該基準を満たしているものとする。） 1 転落を防止するために設置される手すりは次の構造のものとする。 （1）手すりの形状は子どもが容易によじ登れないよう、足がかりがない形状とする。 （2）腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）が生じる場合は、次の高さに達する手すりを設ける。 ア 腰壁等の頂部と床面又は式台との距離のいずれか小さい方（以下「床面等との距離」という。）が650mm以上1,100mm未満の場合は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。 イ 腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm以上650mm未満の場合は、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設ける。 ウ 腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm未満の場合は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。 （3）手すり子の相互の間隔は、床面及び腰壁（腰壁の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものについては、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で110mm以下とする。 （4）手すりの最下部とバルコニー床面との間は、子どもの頭が入らないように、内法寸法で90mm以下とする。 2 室外機や資源用ゴミ箱等がバルコニーの手すりをよじ登る足がかりにならないよう、次のいずれかの転落防止策を講じる。 （1）バルコニーの手すりから600mm以上の距離を確保した位置に指定の設置場所を確保する。 （2）バルコニーの手すりから適切な離隔距離による設置場所を確保できない場合は、室外機等を高さ900mm以上の柵で囲う。
☐	住戸内階段	（階段がない場合（平屋の場合）は、当該基準を満たしているものとする。） 1 踏面及びけあげ等の寸法は次のようなものとする。 （1）勾配は22/21以下とする。 （2）けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ踏面の寸法が195mm以上とする。 （3）蹴込みは30mm以下とする。 2 少なくとも片側に手すりを設置し、次の基準のものとする。 （1）手すりの高さは、踏面の先端から高さが700mmから900mmの位置とする。 （2）大人用と子ども用の2段手すりを設置する場合は、踏面の先端からの高さが上段は850mm程度、下段は650mm程度の位置とする。 3 踏面に滑り防止のための部材を設ける。当該部材は踏面と同一面となるようにする。
☐	浴室	1 浴室の出入り口部分に段差が生じる場合、その程度は次のいずれかとする。 （1）浴室内外の高低差が20mm以下の単純段差とする。 （2）またぎ段差の場合は、浴室の内外の高低差は120mm以下とし、かつ浴室内の床からのまたぎの高低差は180mm以下とする。 2 浴室のドアにはチャイルドロック（子どもの手が届きにくい高さに脱衣室側から施錠・解錠が出来る錠）を設置する。
☐	敷地内	監視の目を補完するため、防犯カメラ又はセンサーライトを設置する。
☐	インターホン	相手の顔や様子を確認できるよう、カメラ付きインターホンを設ける。

第1－2号様式(第6条関係)(分譲住宅の場合)

申請年月日 年 月 日

猪名川町長 様

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助
補助金交付申請書

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱に基づき、補助金の交付を申請します。

1 申請者

フリガナ		年齢	生年月日(西暦)		
氏名		歳	年	月	日
住所	〒	配偶者の有・無	有・無	子の有・無	有・無
Email		電話番号			

2 世帯の構成員(申請者を除く)

フリガナ		申請者との続柄	年齢	生年月日(西暦)	
氏名			歳	年	月 日
フリガナ		申請者との続柄	年齢	生年月日(西暦)	
氏名			歳	年	月 日
フリガナ		申請者との続柄	年齢	生年月日(西暦)	
氏名			歳	年	月 日
フリガナ		申請者との続柄	年齢	生年月日(西暦)	
氏名			歳	年	月 日
フリガナ		申請者との続柄	年齢	生年月日(西暦)	
氏名			歳	年	月 日

3 取得した住宅の位置、構造及び規模等に関する事項

地名地番		階数	地上 階
敷地面積	m ²	床面積の合計	m ²
建築年月日	年 月 日	建物の売買契約日	年 月 日

4 取得した住宅へ住替えた日

住替え日	年 月 日
------	-------

5 長期優良住宅に関すること

長期優良住宅建築等計画 認定番号	第	号	長期優良住宅建築 等計画認定年月日	年	月	日
---------------------	---	---	----------------------	---	---	---

6 子育てにおける安全性への配慮(3項目以上に該当する必要があります。)

詳細はチェックリストのとおり。

項目		内容
☐	室内扉	指つめ・指はさみ防止
☐	バルコニー	転落防止
☐	住戸内階段	転落防止
☐	浴室	転倒防止・溺水防止
☐	敷地内	防犯性
☐	インターホン	防犯性

7 誓約事項

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱に基づき、補助金の交付を申請するにあたり、以下の事項を誓約します。

(1)	本件補助対象者の世帯に属する全ての構成員が、猪名川町における町税に未納がないこと。
(2)	本件補助対象者の世帯に属するすべての構成員が、猪名川町暴力団排除に関する条例(平成24年条例第7号)第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員及び同条第6号に規定する暴力団密接関係者等反社会的勢力に寄与するための利用でないと認められる者であること。
(3)	世帯に属するすべての構成員が、過去に兵庫県移住支援事業の補助を受けたことがないこと。
(4)	報告又は書類の提出について、兵庫県及び猪名川町から求められた場合には、それに応じます。
(5)	交付申請日の翌年度から起算して、10年を経過するまでの間に、当該補助金を受けて取得した住宅を、譲渡等処分する場合においては、町長にその旨申請を行います。
(6)	世帯に属するすべての構成員が、過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
(7)	以下の場合には、補助金の全部を返還します。 ①虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。 ②この要綱及び関係法令に違反したとき。 ③その他町長が必要と認めるとき。

8 個人情報の取扱いに関する同意

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱に基づき、補助金の交付を申請するにあたり、以下の取扱いに同意します。

(1)	猪名川町は、猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用するとともに、当該事業を協働して行う兵庫県に提供します。
(2)	猪名川町は、補助金の交付要件、返還要件に該当するかどうかを確認するため、世帯に属するすべての構成員の住民基本台帳及び税務資料等を閲覧します。

第1－3号様式(第6条関係)(中古住宅の場合)

申請年月日 年 月 日

猪名川町長 様

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助
補助金交付申請書

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱に基づき、補助金の交付を申請します。

1 申請者

フリガナ		年齢	生年月日(西暦)		
氏名		歳	年	月	日
住所	〒	配偶者の有・無	有・無	子の有・無	有・無
Email		電話番号			

2 世帯の構成員(申請者を除く)

フリガナ		申請者との続柄	年齢	生年月日(西暦)	
氏名			歳	年	月 日
フリガナ		申請者との続柄	年齢	生年月日(西暦)	
氏名			歳	年	月 日
フリガナ		申請者との続柄	年齢	生年月日(西暦)	
氏名			歳	年	月 日
フリガナ		申請者との続柄	年齢	生年月日(西暦)	
氏名			歳	年	月 日
フリガナ		申請者との続柄	年齢	生年月日(西暦)	
氏名			歳	年	月 日

3 取得した住宅の位置、構造及び規模等に関する事項

地名地番		階数	地上	階
敷地面積	m ²	床面積の合計	m ²	
建築年月日	年 月 日	建物の売買契約日	年	月 日

4 取得した住宅へ住替えた日

住替え日	年 月 日
------	-------

5 子育てにおける安全性への配慮(2項目以上に該当する必要があります。)
詳細はチェックリストのとおり。

項目		内容
☐	室内扉	指つめ・指はさみ防止
☐	バルコニー	転落防止
☐	住戸内階段	転落防止
☐	浴室	転倒防止・溺水防止
☐	敷地内	防犯性
☐	インターホン	防犯性

6 誓約事項

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱に基づき、補助金の交付を申請するにあたり、以下の事項を誓約します。

(1)	本件補助対象者の世帯に属する全ての構成員が、猪名川町における町税に未納がないこと。
(2)	本件補助対象者の世帯に属するすべての構成員が、猪名川町暴力団排除に関する条例(平成24年条例第7号)第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員及び同条第6号に規定する暴力団密接関係者等反社会的勢力に寄与するための利用でないと認められる者であること。
(3)	世帯に属するすべての構成員が、過去に兵庫県移住支援事業の補助を受けたことがないこと。
(4)	報告又は書類の提出について、兵庫県及び猪名川町から求められた場合には、それに応じます。
(5)	交付申請日の翌年度から起算して、10年を経過するまでの間に、当該補助金を受けて取得した住宅を、譲渡等処分する場合においては、町長にその旨申請を行います。
(6)	世帯に属するすべての構成員が、過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
(7)	以下の場合には、補助金の全部を返還します。 ①虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。 ②この要綱及び関係法令に違反したとき。 ③その他町長が必要と認めるとき。

7 個人情報の取扱いに関する同意

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱に基づき、補助金の交付を申請するにあたり、以下の取扱いに同意します。

(1)	猪名川町は、猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用するとともに、当該事業を協働して行う兵庫県に提供します。
(2)	猪名川町は、補助金の交付要件、返還要件に該当するかどうかを確認するため、世帯に属するすべての構成員の住民基本台帳及び税務資料等を閲覧します。

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助

補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助申請について、次のとおり交付することを決定したので、猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付で申請のあった事業とし、その内容は補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 交付決定額 円
- 3 補助対象者は、猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱に従わなければならない。
- 4 注文住宅を建築した者で、補助金の交付決定を受けた者は、建築した住宅に入居後に、補助金交付請求書（様式第9号）に必要書類を添えて、当該年度の2月における町の最終開庁日までに補助金の交付を請求しなければならない。また、分譲住宅及び中古住宅を取得した者で、補助金の交付決定を受けた者は、速やかに、補助金交付請求書（様式第9号）により、補助金の交付を請求しなければならない。
- 5 補助対象者は、交付決定を受けた翌年度から起算して、10年を経過するまでの間に、当該補助金を受けて取得した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供する場合においては、財産処分承認申請書（様式第12号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 6 交付申請日から5年を経過する日までの間、要綱に掲げる住宅要件及び補助対象者の要件に適合しているか否か町長に報告を求められた場合、これに応じなければならない。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助 補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助申請について、次のとおり交付しないことを決定したので、猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

- 1 不交付の理由
- 2 その他

届出年月日

年

月

日

猪名川町長 様

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助
事前着工届

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱に基づき、事前着工届を提出します。
なお、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で事前着工するものとします。

1 届出者

フリガナ		年齢	生年月日(西暦)		
氏名		歳	年	月	日
住所	〒	配偶者の有・無	有・無	子の有・無	有・無
Email		電話番号			

2 世帯の構成員(届出者を除く)

フリガナ		申請者との続柄	年齢	生年月日(西暦)	
氏名			歳	年	月 日
フリガナ		申請者との続柄	年齢	生年月日(西暦)	
氏名			歳	年	月 日
フリガナ		申請者との続柄	年齢	生年月日(西暦)	
氏名			歳	年	月 日
フリガナ		申請者との続柄	年齢	生年月日(西暦)	
氏名			歳	年	月 日
フリガナ		申請者との続柄	年齢	生年月日(西暦)	
氏名			歳	年	月 日

3 建築をしようとする住宅の位置、構造及び規模等に関する事項

地名地番		階数	地上	階
敷地面積	m ²	床面積の合計	m ²	
長期優良住宅建築等計画認定申請予定日	年 月 日	工事請負契約日	年 月 日	

4 建築工事着工日、完了予定日、入居予定日

※事前着工年月日については、交付申請日から交付申請受付最終日を起算日として30日を経過する日までのいずれかの日としてください。

建築工事の着工予定年月日	年 月 日	建築工事の完了予定年月日	年 月 日
入居予定年月日	年 月 日		

5 子育てにおける安全性への配慮(3項目以上の基準の全てを満たす必要があります。)

項目	基準
☐ 室内扉	(玄関からリビングまでの主要な扉に限る。) 引き戸の場合は子どもの指をはさまないように、100mm程度の引き残しを確保する、又は自動でゆっくりと閉まる構造(ドアクローザー機能)のものとする。開き戸の場合はドアクローザー又はドアストッパーの機能付きのものとする。
☐ バルコニー	(バルコニーがない場合は、当該基準を満たしているものとする。) 1 転落を防止するために設置される手すりは次の構造のものとする。 (1) 手すりの形状は子どもが容易によじ登れないよう、足がかりがない形状とする。 (2) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)が生じる場合は、次の高さに達する手すりを設ける。 ア 腰壁等の頂部と床面又は式台との距離のいずれか小さい方(以下「床面等との距離」という。)が650mm以上1,100mm未満の場合は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。 イ 腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm以上650mm未満の場合は、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設ける。 ウ 腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm未満の場合は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。 (3) 手すり子の相互の間隔は、床面及び腰壁(腰壁の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものについては、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で110mm以下とする。 (4) 手すりの最下部とバルコニー床面との間は、子どもの頭が入らないように、内法寸法で90mm以下とする。 2 室外機や資源用ゴミ箱等がバルコニーの手すりをよじ登る足がかりにならないよう、次のいずれかの転落防止策を講じる。 (1) バルコニーの手すりから600mm以上の距離を確保した位置に指定の設置場所を確保する。 (2) バルコニーの手すりから適切な離隔距離による設置場所を確保できない場合は、室外機等を高さ900mm以上の柵で囲う。
☐ 住戸内階段	(階段がない場合(平屋の場合)は、当該基準を満たしているものとする。) 1 踏面及びけあげ等の寸法は次のようなものとする。 (1) 勾配は22/21以下とする。 (2) けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ踏面の寸法が195mm以上とする。 (3) 蹴込みは30mm以下とする。 2 少なくとも片側に手すりを設置し、次の基準のものとする。 (1) 手すりの高さは、踏面の先端から高さが700mmから900mmの位置とする。 (2) 大人用と子ども用の2段手すりを設置する場合は、踏面の先端からの高さが上段は850mm程度、下段は650mm程度の位置とする。 3 踏面に滑り防止のための部材を設ける。当該部材は踏面と同一面となるようにする。
☐ 浴室	1 浴室の出入り口部分に段差が生じる場合、その程度は次のいずれかとする。 (1) 浴室内外の高低差が20mm以下の単純段差とする。 (2) またぎ段差の場合は、浴室の内外の高低差は120mm以下とし、かつ浴室内の床からのまたぎの高低差は180mm以下とする。 2 浴室のドアにはチャイルドロック(子どもの手が届きにくい高さに脱衣室側から施錠・解錠が出来る錠)を設置する。
☐ 敷地内	監視の目を補完するため、防犯カメラ又はセンサーライトを設置する。

☐	インターホン	相手の顔や様子を確認できるよう、カメラ付きインターホンを設ける。
--------------------------	--------	----------------------------------

様式第5号（第9条関係）

届出年月日 年 月 日

猪名川町長 様

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助
計画変更届

建築計画を変更しますので、猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱第9条の規定に基づき、次のとおり計画変更届を提出します。

1 申請者

フリガナ		電話番号	
氏名			
住所	〒	Email	

2 变更内容

変更の理由	
変更する項目	
変更前	
変更後	

届出年月日 年 月 日

猪名川町長 様

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助
計画中止届

建築計画を中止しますので、猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱第9条の規定に基づき、次のとおり計画中止届を提出します。

1 申請者

フリガナ		電話番号	
氏名			
住所	〒	Email	

2 中止理由

中止する理由	
--------	--

様式第7号（第9条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助 計画変更承認通知書

年 月 日で届出のあった補助金の計画変更について、次のとおり承認しましたので通知します。

記

1 承認した計画変更内容

2 変更後の補助額 万円

様式第8号（第9条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助

計画中止承認通知書

年 月 日で届出のあった補助金の計画中止について、次のとおり承認しましたので通知します。

記

1 中止した住宅

2 補助中止額 万円

請求年月日

年

月

日

猪名川町長 様

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助
補助金交付請求書

年 月 日 付 猪 都 第 号で交付決定のあった、猪名川町
新築・中古戸建住宅取得補助金について、猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱第10条の
規定に基づき、次のとおり補助金の交付を請求します。

1 請求者

フリガナ		電話番号	
氏名	印		
住所	〒		

2 請求金額

¥ _____ 円

3 補助金の振込口座

振込先金融機関名	銀行 (金庫)		本(支)店
支店番号		口座番号	
預金種目	1. 普通 2. 当座 3. その他()		
フリガナ 口座名義人			

※ 振込先金融機関がゆうちょ銀行の場合は、口座番号は下1桁を記載せず7桁を記載すること。

※ 口座名義は、申請者と同一名義であること。

<添付書類>

- ☐ 通帳・キャッシュカードなど、下記がわかるものを添付してください。
・金融機関名 ・支店名 ・口座番号 ・口座名義

猪名川町長 様

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助
完了報告書

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱第10条の規定に基づき建築工事の施工及び転居が完了したため、その内容を報告します。

1 報告者

フリガナ		電話番号	
氏名			
住所 (転居後)	〒	Email	

2 建築した住宅の位置、構造及び規模等に関する事項

地名地番		階数	地上 階
敷地面積	m ²	床面積 の合計	m ²

3 建築工事完了日

建築工事の完了年 月日	年 月 日
----------------	-------

4 建築した住宅へ住替えた日

住替え日	年 月 日
------	-------

様式第 1 1 号（第 1 0 条関係）安全性確認チェックリスト

新築住宅の場合は 3 項目以上、中古住宅の場合は 2 項目以上の、項目ごとに定められた基準の全てを満たす必要があります。

項目	基準
室内扉	☐ (玄関からリビングまでの主要な扉に限る。)引き戸の場合は子どもの指をはさまないように、1 0 0 mm程度の引き残しを確保する、又は自動でゆっくりと閉まる構造（ドアクローザー機能）のものとする。開き戸の場合はドアクローザー又はドアストッパーの機能付きのものとする。
バルコニー	☐ (バルコニーがない場合は、当該基準を満たしているものとする。) 1 転落を防止するために設置される手すりは次の構造のものとする。 (1) 手すりの形状は子どもが容易によじ登れないよう、足がかりがない形状とする。 (2) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）が生じる場合は、次の高さに達する手すりを設ける。 ア 腰壁等の頂部と床面又は式台との距離のいずれか小さい方（以下「床面等との距離」という。）が 6 5 0 mm以上 1, 1 0 0 mm未満の場合は、床面等との距離が 1, 1 0 0 mm以上となるように設ける。 イ 腰壁等の頂部と床面等との距離が 3 0 0 mm以上 6 5 0 mm未満の場合は、腰壁等から 8 0 0 mm以上の高さに達するように設ける。 ウ 腰壁等の頂部と床面等との距離が 3 0 0 mm未満の場合は、床面等との距離が 1, 1 0 0 mm以上となるように設ける。 (3) 手すり子の相互の間隔は、床面及び腰壁（腰壁の高さが 6 5 0 mm未満の場合に限る。）からの高さが 8 0 0 mm以内の部分に存するものについては、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で 1 1 0 mm以下とする。 (4) 手すりの最下部とバルコニー床面との間は、子どもの頭が入らないように、内法寸法で 9 0 mm以下とする。 2 室外機や資源用ゴミ箱等がバルコニーの手すりをよじ登る足がかりにならないよう、次のいずれかの転落防止策を講じる。 (1) バルコニーの手すりから 6 0 0 mm以上の距離を確保した位置に指定の設置場所を確保する。 (2) バルコニーの手すりから適切な離隔距離による設置場所を確保できない場合は、室外機等を高さ 9 0 0 mm以上の柵で囲う。
住戸内階段	☐ (階段がない場合（平屋の場合）は、当該基準を満たしているものとする。) 1 踏面及びけあげ等の寸法は次のようなものとする。 (1) 勾配は 2 2 / 2 1 以下とする。 (2) けあげの寸法の 2 倍と踏面の寸法の和が 5 5 0 mm以上 6 5 0 mm以下であり、かつ踏面の寸法が 1 9 5 mm以上とする。 (3) 蹴込みは 3 0 mm以下とする。 2 少なくとも片側に手すりを設置し、次の基準のものとする。 (1) 手すりの高さは、踏面の先端から高さが 7 0 0 mmから 9 0 0 mmの位置とする。 (2) 大人用と子ども用の 2 段手すりを設置する場合は、踏面の先端からの高さが上段は 8 5 0 mm程度、下段は 6 5 0 mm程度の位置とする。 3 踏面に滑り防止のための部材を設ける。当該部材は踏面と同一面となるようにする。
浴室	☐ 1 浴室の出入り口部分に段差が生じる場合、その程度は次のいずれかとする。 (1) 浴室内外の高低差が 2 0 mm以下の単純段差とする。 (2) またぎ段差の場合は、浴室の内外の高低差は 1 2 0 mm以下とし、かつ浴室内の床からのまたぎの高低差は 1 8 0 mm以下とする。 2 浴室のドアにはチャイルドロック（子どもの手が届きにくい高さに脱衣室側から施錠・解錠が出来る錠）を設置する。
敷地内	☐ 監視の目を補完するため、防犯カメラ又はセンサーライトを設置する。
インターホン	☐ 相手の顔や様子を確認できるよう、カメラ付きインターホンを設ける。

申請年月日 年 月 日

猪名川町長 様

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助
財産処分承認申請書

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助金を受けた住宅について、処分することになりましたので、猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱第11条の規定に基づき、次のとおり承認申請を行います。

1 申請者

フリガナ		電話番号	
氏名			
住所	〒	Email	
転居の有無	☐ 転居する ☐ 転居しない		
	(転居する場合は転居後の住所)	〒	
	(通知書の送付先) ☐ 転居後の住所 ☐ それ以外()		

2 処分に係る住宅情報

地名地番		階数	地上 階
敷地面積	m ²	床面積の合計	m ²
処分方法	☐ 目的外使用 ☐ 譲渡 ☐ 交換 ☐ 貸付け ☐ 担保に供する ☐ その他()		
処分予定年月日	年 月 日		
処分の理由			

※処分の理由はできるだけ詳しく具体的に書いてください。

様式第13号（第11条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助

財産処分承認通知書

年 月 日で承認申請のあった財産処分について、次のとおり承認しましたので通知します。

記

- 1 承認した住宅の所在地
- 2 承認した財産処分内容
- 3 承認にあたっての条件

様式第14号（第11条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助

財産処分不承認通知書

年 月 日で承認申請のあった財産処分について、次のとおり不承認としましたので通知します。

記

1 不承認とした住宅の所在地

3 不承認とした財産処分内容

4 不承認の理由

様式第15号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助 補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 猪都第 号で交付決定を通知した猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助申請について、次のとおり猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱第12条の規定に基づき交付決定を取り消したので通知します。

記

1 交付取消額 万円

2 取消しの理由

様式第16号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助
補助金返還請求書

年 月 日付 猪都第 号で交付決定を通知した猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助申請について、次のとおり猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱第13条の規定に基づき、返還を求めます。

記

- 1 返還請求額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還方法
- 4 返還の理由